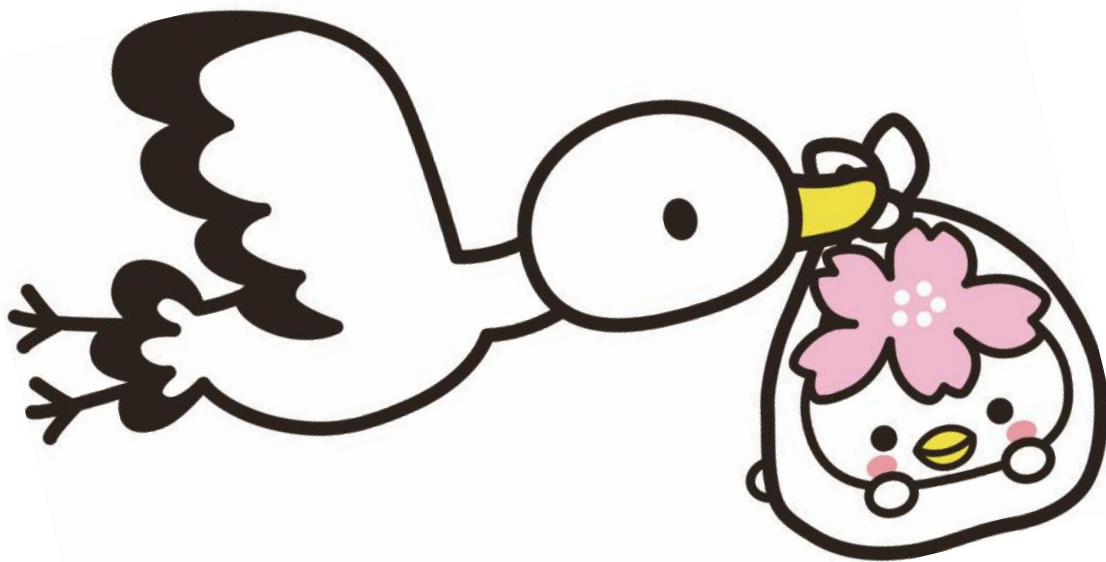


0歳～18歳までのお子様の保護者の方へ

子ども医療費 助成制度のごあんない



大河原町子ども家庭課 児童福祉係

〒989-1295 大河原町字新南19番地

☎0224-53-2251 内線191・192

各種手続きにはマイナンバーが必要です



子ども医療費
助成とは

大河原町では、子育て家庭における負担を軽減するため、お子様が医療機関を受診する際の自己負担額(※)の助成をおこなっています。
※自己負担額・・・未就学児：保険診療分の2割
小学生以上：保険診療分の3割

助成の対象者

大河原町に住民登録のある「0歳～18歳(高校3年生の年齢)」
までのお子様で各種医療保険に加入しているかた

助成の範囲

助成されるのは、**保険診療による自己負担額**(入院時食事療養費を除く)です。健康診断、予防接種、差額室料、薬の容器代、選定療養費等保険適用外の費用は助成されません。
◎入院・外来の医科・歯科・調剤(薬局)・訪問看護・補装具等

所得制限に
ついて

所得による制限はありません。
(平成28年4月診療分から、所得制限がなくなりました。)
※ただし、所得の確認は必要になりますのでご了承ください。

変更・喪失
の届出

- 次の場合は、必ず届出をしてください。
- 1. 住所に変更があったとき(町内で転居・町外へ転出)
 - 2. お子様の氏名に変更があったとき
 - 3. 加入の健康保険に変更があったとき
(退職、就職、扶養者変更、記号番号変更等)
 - 4. 振込先口座を変更したとき
 - 5. 生活保護を受けるようになったとき
- 等



資格登録の 手続きに 必要なもの

※助成を受ける
には、必ず登録
が必要です！



※手続には、マイナンバーが必要です。



更新手続

保護者(受給者)はお子様の健康保険の扶養者になります。
(扶養者が別居している場合は、同居の親族が受給者になります。)

◎登録に必要なもの

1. 資格登録申請書

2. 健康保険資格情報の確認できるもの

■出生の場合：お子様の健康保険扶養者のもの

マイナンバーカード、マイナポータルの資格情報画面の写し、
資格情報のお知らせ、紙またはプラスチックの健康保険証

■出生以外の場合：お子様のもの

マイナンバーカード、マイナポータルの資格情報画面の写し、
資格情報のお知らせ（お子様の健康保険扶養者分も必要）、
紙またはプラスチックの健康保険証

3. 預金通帳(受給者名義の普通預金)

4. 受給者のマイナンバーがわかるもの

5. 受給者の本人確認書類(免許証等写真付きのもの)

※写真付きのマイナンバーカードを提出した場合は不要です。



6. 配偶者(妻または夫)のマイナンバーがわかるもの

昨年及び今年の1月1日時点で大河原町以外に住民登録があったかたのみ



地方税関係情報取得に関する同意書:父・母(または養育者)分

※本人の自筆のもの

★所得の確認について

子ども医療費助成は、町と県の事業です。町の所得制限はありませんが、県の事業には所得制限がありますので、所得の確認は必要になります。

1月1日時点で大河原町以外に住民登録があったかたは、マイナンバー制度による情報連携により所得の確認を行いますので、必ず同意書の記入をお願いいたします。

受給者証の有効期限は1年間（10月1日～翌年9月30日）です。
一度登録したかたについては、自動更新となりますので更新手続は不要です。資格審査により継続助成と認定したかたには、9月中旬に新しい受給者証をお送りします。
なお、詳細は9月広報紙でお知らせいたします。

受給者証の 使い方



医療費が高額 になる場合



ご加入の健康保険から
「**限度額適用認定証**」
を取得してください！

補装具を 作成した場合

健康保険資格情報を確認できるものと一緒に受給者証を提示することによって、医療機関等の窓口で医療費を支払う必要がありません。

ただし、次の場合はいったん窓口で医療費を支払い、

①領収書 ②受給者証 ③お子様の健康保険資格情報が確認できるものをお持ちのうえ、役場で手続きをお願いします。
3～4か月後に、登録の口座に医療費を振込みいたします。

1. 受診の際に、受給者証を提出しなかった
2. 県外の医療機関で受診した
3. この制度に対応していない医療機関で受診した
4. この制度に対応していない健康保険の被保険者 等

医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として加入している健康保険から支給されます。

子ども医療費の対象となるのは、**自己負担限度額**までとなります。

《医療費が高額になる場合の手続き》

★入院や手術など、医療費が高額になると思われる場合は、医療機関へ医療費の支払をする前に、加入している健康保険から**限度額適用認定証**を取得し、**子ども医療費受給者証と一緒に医療機関へ提出**してください。これにより窓口での自己負担がなくなります。
限度額適用認定証を提出せず、高額療養費分を支払った場合は、加入している健康保険へ払い戻しの申請をしてください。

高額療養費の手続きや限度額適用認定証の取得方法については、加入している健康保険へお問い合わせください。

関節用装具、コルセット、9歳未満のお子様の小児弱視用メガネ等、医師が認め、保険適用になった治療用装具は助成の対象となります。
ご加入の健康保険で8割分・または7割分の払い戻しを受けた後、子ども医療費の手続きをしてください。

◎手続きに必要なもの

①補装具の領収書 ②医師の診断書・指示書等 ③ご加入の健康保険からの支給決定通知書(大河原町国保は不要) ④受給者証 ⑤お子様の健康保険資格情報の確認できるもの

(①・②は健康保険に提出した場合は、写しでかまいません。)